

専決処分の報告について

令和 5 年 7 月 21 日に債務者 1 名の令和 2 年度及び令和 3 年度の学校給食費未納分について立川簡易裁判所へ支払督促申立を行い、当該債務者からの督促異議申立により訴えの提起があったものとみなされることとなったため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行った。

1. 訴訟物 学校給食費未納分等に係る以下の費用
 - ①令和 2 年度及び令和 3 年度学校給食費未納額 152,347 円
 - ②①に対する支払督促送達日の翌日から完済まで年 3 %の割合による遅延損害金
 - ③申立手続費用 4,176 円

2. 訴えを提起する日 令和 5 年 7 月 21 日

3. 経緯詳細

令和 5 年 7 月 21 日付けで支払督促申立書及び令和 5 年 8 月 16 日付けで仮執行宣言付支払督促申立書を立川簡易裁判所へ提出したところ、令和 5 年 8 月 25 日付け文書にて当該債務者から督促異議申立があったと通知があり、民事訴訟法第 395 条に基づき、督促異議申立によって支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、令和 5 年 7 月 21 日に訴えを提起したものとして地方自治法第 180 条第 1 項に基づき、専決処分をするものである。